

○総務省令第六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣 原口 一博

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第一号ウ中「ム」を「ウ」に改め、同ウを同号キに、同号中ナからムまでをラからウまでに改め、ネの次に次のように加える。

ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書

第二十七条の五第一項第二号イ中「ウ」を「キ」に改め、同項第三号イ中「同号ソ、ナ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ、ナ及びウ」を「同号ソ、ラ及びキ」に改め、同項第四号イ中「同号ソ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ及びウ」を「同号ソ及びキ」に改め、同項第五号中「事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロト

コル電話用設備（電気通信番号規則第十条第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信業務の提供の用に供するものに限る。）又は「を削り、同号イ中「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ラ及びウ」を「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキ」に改め、同項第八号中「ウ」を「キ」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、同項第六号イ中「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ナ、ラ及びウ」を「同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びキ」に改め、同号を同項第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信業務の提供の用に供するものに限る。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定による届出は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定によりした届出とみなす。

○総務省令第六十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣 原口 一博

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に、「第三十五条の二の三」を「第三十五条の二の四」に、「第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の七）」を「第四款
第五款

携帯電話用設備及びPHS用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十二）
その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の八）」に改める

第三十四条第一項中「第三十五条の十一」の下に「、第三十五条の十八第一項」を加える。

第三十五条の二の三を第三十五条の二の四とし、第三十五条の二の二を第三十五条の二の三とし、
第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するためには、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

第三十五条の五第一項中「第三十五条」の下に「（第一号を除く。）」を加え、「第一号から第三号までの規定」を「第二号、第三号」に改める。

第三十五条の六の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三十五条の七中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改める。

第三十五条の十第一項中「第三十五条の規定」を「第三十五条（第一号を除く。）の規定」に、「

第一号から第三号までの規定」を「第二号、第三号」に改める。

第三十五条の十四の次に次の一条を加える。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第三十五条の十五中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改める。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第二項を除く。)は、携帯電話用設備及びPHS用設備に対して適用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 事業用電気通信回線設備の機能は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。

- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条（第一号を除く。）の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と携帯電話用設備又はPHS用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備

」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。
(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

第三十六条中「及び電気通信番号規則」を「、電気通信番号規則」に改め、「インターネットプロトコル電話用設備」の下に「、携帯電話用設備及びPHS用設備」を加える。

第三十六条の三第二項中「前項の基準については、遅滞なく」を「電気通信事業者は、その事業用

電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を」に改める。

第三十六条の四第一項中「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備以外の」を削る。

第三十六条の五第二項中「前項の基準については、遅滞なく」を「電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を」に改める。

第三十六条の七中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改め、「、携帯電話用設備及びPHS用設備」を削り、同条を第三十六条の八とし、第三十六条の六の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備）

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

第五十三条第二項中「基礎的電気通信設備に」の下に「ついて」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に音声伝送役務の提供の用に供している事業用電気通信回線設備については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準に適合しているものとみなす。

3 前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、この省令の施行の日から起算して二年間に限り、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は同条の基準に適合しているものとみなす。

○総務省令第六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣 原口 一博

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報」を「電気通信番号規則第十条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報」に改め、第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）

第七条の二 電気通信事業者は、電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害

時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

様式第二十六の次に次の一様式を加える。

様式第26の2（第7条の2関係）

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年 月 日

事業者名

災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日	
災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲	
災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法	

- 注1 「災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。
- 2 「災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的な取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的な取扱いに関する機能について記載すること。
- 3 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 様式紙11-17-1 「様式第27（第7条の2関係）」や「様式第27（第7条の3関係）」は「第7条の2第1項第3号」や「第7条の3第1項第3号」となる。

図 画

(裏に貼る)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十七号）の施行の日から起算して三月を経過する日まで」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣 原口 一博

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「~~技術基準適合確認~~」を「事業用電気通信設備の自己確認」に改め、同表七の項及び八の項を次のように改める。

7 第9条第1項第3号 に規定するもの	<ol style="list-style-type: none">1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間番号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認
------------------------	---

<p>8 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>める場合を除く。)。</p> <p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
---------------------------	--

別表第二の十一の項中「技術基準適合確認」や「事業用電気通信設備の自己確認」に改め、同表注4中「技術基準適合確認」や「事業用電気通信設備の自己確認」に改める。

別表第三の一の項及び二の項中「技術基準適合確認」や「事業用電気通信設備の自己確認」に改める。

別表第四中(15)の項を(17)の項とし、(8)の項から(14)の項までを(10)の項から(16)の項までとし、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 7の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
(9) 8の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信番号規則（以下「新番号規則」という。）の規定により指定されたものとみなす。

3 前項の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、前項の期間内に新番号規則別表第二

の七の項要件欄中三又は八の項要件欄中三に掲げる要件を確認できる事項を記載した書類を総務大臣に提出したときは、当該電気通信番号は、新番号規則の規定により指定されたものとみなす。